6 事務事	6. 事務事業の事後評価★				
評価視点	評価	評価の理由、または認識している課題を記載			
妥当性評価	高い	厚生会事業のカフェテリア事業を業務委託している。また、厚生会交付金額の妥当性はあるものの見 直しも検討していく必要がある。			
効率性 評価	やや低い	地方公務員法に実施が義務付けられており継続は必要であるが、効率性評価については実施事業を再 検討することで見直ししていくことが必要である。			
有効性評価	やや高い	事業を実施することにより、職員間の交流ができ、労働意欲や職場環境の向上が図られる。			
7. 前年度	[評価時の計画と実績				
前年度		載した改善策(課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策)★			
評価区分	現状維持 <sub>実施できる</sub>	させず、直ちに 事業検討委員会にて事業の見直しを行うとともに、厚生会交付金率の見直しについても検討を行う。 文善策			
一次評価	コストの方向性 次年度以降( ト) 増を必要 現状維持 的に実施する	<mark>Rとし、中長期</mark> なし			
前年度改善第	でに対する実績 ★	※上記の改善策に対して今年度に実施できたこと、などを記入			
職員親善球技大会の実施はできたものの、感染症の影響を考慮した交流イベント等の中止に伴い、代替案として福利厚生事業の検討を行い 実施した。					
8. 今年度	[評価における成果と	課題(決算成果説明書と連動)★			
て 球技大会 代替案と あった。	や各クラブ活動の大会に して「おうち体験ギフ	こついては、実施できた。大交流会等の交流イベントについては、実施できなかった。交流イベントの 」を実施していたが、「ジェフグルメカード配布」に見直しを行い、会員の元気回復に一定の寄与が			
課 交流イ^	、 課 交流イベント等が中止となるなか、引き続き代替案としての福利厚生事業を検討する必要がある。				
9.今後の事	9.今後の事業の方向性と改善策				
成田の	<b>大白州</b>	入数昌、土第12条の担守に甘べき、古に同生人を署き、職員の保健、元気同復その他同生に関する東頂に			

成果の方向性	` 地方公務員法第42条の規定に基づき、市に厚生会を置き、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項に
現状維持	理 ついて計画を樹立し、事業実施していく。 由
コスト投入の方向性	■ 地方公務員法第42条の規定に基づき、市に厚生会を置き、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画
現状維持	理 を樹立し、事業実施していく。 由 <b>」</b>
VI 1 1 /	

## 次年度以降の改善策(課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策)★ コスト(人・予算等)を

コント(ソ・八岩寺)で	
必要とせず、ただちに実	事業検討委員会にて事業の見直しを行うとともに、厚生会交付金率の見直しについても検討を行う。
施できる改善策	
コスト(人・予算等)を	
必要とし、中長期的に実	なし
施する改善策	

	成果の万回性	
評価変更		利用者のニーズを見据えながら、時代に合った制度にしていく必要がある。将来的には廃止 を検討しながら、縮小の方向性で随時、事業の見直しを行っていくこと。
理由	コスト投入の方向性	Light and the state of the stat
	縮小	事業の見直しを行い、コストの縮減を行うこと。